

有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク運営規約

令和元年 8 月 1 日 制定
令和 4 年 3 月 31 日 改定
令和 5 年 3 月 31 日 改定
最終改定 令和 7 年 8 月 8 日

(名称)

第 1 条 本組織は、有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 本ネットワークは、有機農業を生かして地域振興につなげている市町村やこれから取り組みたいと考える市町村間の情報交換並びにこのような市町村をサポートする都道府県、民間企業及び民間団体から同市町村への情報提供の場を設けることにより、相互の交流や連携を促すことを目的とする。

(活動)

第 3 条 本ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 有機農業を生かして地域振興につなげている市町村並びにこのような市町村をサポートする都道府県、民間企業及び民間団体から本ネットワークの会員等に向けて情報提供等を行うセミナー等の開催
- (2) 本ネットワークの会員に向けた有機農業の推進に関する各種情報の発信
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第 4 条 本ネットワークの会員は、本ネットワークの目的に賛同する市町村並びに都道府県及び民間企業・民間団体により構成するものとし、所属に応じ次に定める会員に属するものとする。

(1) 市町村会員

有機農業を生かして地域振興につなげている市町村やこれから取り組みたいと考えている市町村

(2) サポート会員

① 都道府県会員

(1) の市町村会員の取組をサポートしたい都道府県

② 民間企業・民間団体会員

(1) の市町村会員の取組をサポートしたい民間企業及び民間団体

(総会)

第 5 条 本ネットワークには、総会を置くものとし、原則として、年 1 回以上総会を開催するものとする。

2 総会は、本ネットワークの全ての会員により構成するものとする。

3 総会は、次の事項を取り扱うものとする。

- (1) 本ネットワークの運営に関する重要事項
- (2) 本規約の改定に関する事項
- (3) その他必要な事項

(幹事会)

第6条 本ネットワークには、幹事会を置くものとする。

- 2 幹事会は、第4条(1)の市町村会員により構成するものとする。
- 3 幹事会には、必要に応じて、代表幹事及び副代表幹事を置くことができるものとする。
- 4 幹事会は、本ネットワークの運営に関する事項(重要事項を除く。)を取り扱うものとする。

(事務局)

第7条 本ネットワークには、事務局を置くものとする。

- 2 事務局は、農林水産省農産局農業環境対策課が行うものとする。
- 3 事務局は、本ネットワークの運営に必要な庶務を取り扱うものとする。

(総会及び幹事会の議決方法等)

第8条 総会又は幹事会を構成する会員は、総会又は幹事会において、各1個の議決権を有する。

- 2 総会又は幹事会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決するものとする。ただし、書面等による開催とした場合、「出席者」とあるのは、「事務局の指定した期日までに書面等の提出がなされた者」と読み替えるものとする。

(申込手続き等)

第9条 本ネットワークへの参加を希望する者は、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク参加申込書」を作成の上、事務局に提出するものとする。

- 2 第4条の(1)の市町村会員及び同条(2)のサポート会員の参加申込みについて、以下の(1)から(4)までの要件を満たす場合は、事務局は当該申込書を受理し、参加登録するものとする。また、事務局は、必要に応じて、当該申込書を受理することが適当かどうかについて、幹事会の意見を聴くことができる。

- (1) 本ネットワークへの参加目的が本ネットワークの目的等と照らして適切であると認められること
- (2) 当該申込書に虚偽の記載がないこと
- (3) 会員リストに組織名を掲載し公表することについて了承すること
- (4) 第4条(2)②の民間企業・民間団体会員の参加申込みについては、次のいずれにも該当しないこと
 - ① 当該民間企業又は当該民間団体の事業内容等が本ネットワークの目的等に照らして適切でないと認められること
 - ② 政治団体及び反社会勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当すること並びにこれらと関わりがあること
 - ③ 反社会勢力に該当しなくなったときから5年を経過していないこと

- 3 本ネットワークからの退会を希望する者は、「退会届」を作成の上、事務局に提出し、退会するものとする。
- 4 事務局は、会員が次のいずれかに該当する場合、幹事会の意見を聴いた上で当該会員の参加登録を取り消すことができるものとする。
 - (1) 本条第2項の要件を満たさなくなった場合又は満たしていないことが発覚した場合
 - (2) 本ネットワークの目的に反する、若しくはそれに類似する行為、他の会員若しくは第三者に不利益をもたらすような行為又は法令若しくは公序良俗に反する行為をしたと認められる場合

(会員リスト)

第10条 本ネットワークの会員リストは農林水産省ウェブサイトに掲載するものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第11条 会員は、本ネットワークの活動により入手した会員の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びにこれに関連する法令及びガイドラインに基づき適切に管理するものとする。
- 2 事務局は、第4条の(1)の市町村会員及び同条(2)の①の都道府県会員から提供のあった担当者の連絡先等の個人情報を、同条(2)の②の民間企業・民間団体会員へ提供する場合には、情報提供元の個別の了解を得ておくものとする。

附則

本規約は、令和元年8月1日より施行する。

附則

本規約の改定は、令和4年3月31日より施行する。

附則

本規約の改正は、令和5年3月31日より施行する。

附則

本規約の改正は、令和7年8月8日より施行する。